

押印を求める手続の見直し結果について

令和3(2021)年4月27日 行政改革ＩＣＴ推進課

1 見直し結果 ※対象：県民等からの申請等の手続

見直し前

押印あり（4,561手続） ※前回公表値：4,234手続

県で見直し可能（3,309手続） 72.5%
※前回公表値：2,901手続

県で見直し不可（1,252手続） 27.5%

※前回公表値との相違は精査によるもの



見直し後

押印廃止※（4,443手続） 97.4%

県の条例・規則・要綱等の見直しによる押印廃止（3,268手続）

国の法令等の見直しによる
押印廃止（1,175手続）

存続

（118手続）
2.6%

※押印廃止予定を含む

【押印を存続する手続例】

- ・国の法令等の規定により押印を要する手続
- ・印鑑証明による厳格な本人確認を要する手続
- ・金融機関への届出印を要する手続 など



2 今後の取組

- 押印を廃止した手続については、利用者が多い手続から優先的にオンライン化を実施
- 押印を存続する手続については、引き続き押印の必要性を検討し、適宜見直しを実施